

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの保育所、幼稚園、認定こども園などを
利用するお子さんの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **保育所（へき地保育所を含む）、幼稚園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのお子さんの利用料が無償化されます。**
 - 赤井川へき地保育所はH27.7.1より無償化されており、既に利用されている皆さんにはこの度の制度改正による影響はなく、手続等も必要ありません。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や償還払いの手続きが必要な場合があります。
- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
 - 上記同様に、赤井川へき地保育所はH27.7.1より無償化されており、既に利用されている皆さんにはこの度の制度改正による影響はなく、手続等も必要ありません。
 - さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 赤井川へき地保育所の他、余市町、仁木町、小樽市等の幼稚園、保育所、認定こども園等
(注) 詳しくはHPを参照ください。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、赤井川村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。対象となる方は、下記までお問い合わせください。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。**

【対象となる施設・事業】

- 他市町村の施設、事業でも無償化の対象となる場合があります。利用されている方は下記までお問い合わせください。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。**

幼児教育・保育の無償化の主な例

